

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚 様

仙台市こども若者局いじめ対策推進課長
仙台市教育局教育相談課長

いじめの未然防止、早期発見に向けた情報提供等のご協力をお願い

時下、貴団体におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市のいじめ防止等対策の推進につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、こどもたちをいじめから守り、健やかに成長する環境の実現を目指し、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の下、様々な取組を行っておりますが、いじめの問題に対しては、市や学校のみならず、学校以外でこどもたちと関わる団体や事業者の方々との幅広い連携・協力が重要であると考えております。

つきましては、下記内容をご確認いただき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見のため、市立学校への情報提供等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」は下記のとおり定義されております。

【いじめ防止対策推進法第 2 条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係[※]にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

2 依頼事項

(1) 貴団体に通われている児童等において、いじめが疑われる状況を見かけた場合や、児童等からいじめに関する相談を受けた場合、当該児童等の在籍する学校へ情報提供をお願いいたします。

(2) 情報提供先の学校より、当該児童等の貴団体内での見守り等の依頼がありましたら、ご協力をお願いいたします。

3 その他（参考）

(1) いじめ防止啓発リーフレット（別添資料）

本市で作成した、いじめの定義や子どもたちをいじめから守るために行うべきこととお知らせするリーフレットです。なお、リーフレットのデータは、当課で運営しているポータルサイト（(2)に記載）の「社会全体に向けた取組み」ページにも掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。

(2) 仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」

様々な相談窓口の情報のほか、いじめ防止等に取り組む職員・団体等へのインタビュー記事や啓発まんが、啓発動画、著名人・市民からのいじめ防止応援メッセージなど、いじめ防止等に関する様々な情報を発信しております。ぜひご覧ください。



ポータルサイト
QR コード

ポータルサイト URL : <https://sendai-ijimetaisaku.jp/>

以上

【本通知全般に関するお問い合わせ】

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-12
仙台市子ども若者局いじめ対策推進課
Tel : 214-8974

【「2 依頼事項」に関するお問い合わせ】

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-12
仙台市教育局教育相談課
Tel : 214-8780